

三股町中小企業・小規模企業振興基本条例の概要

目的（第1条）

中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、中小企業の成長発展及び地域経済の活性化を図り、本町の経済の発展及び町民生活の向上に寄与し、幸福度の高い暮らしができるまちの実現を目指す。

基本理念（第3条）

- ◆中小企業・小規模企業の自主的な努力と創意工夫を尊重
- ◆中小企業・小規模企業が地域経済の発展及び雇用の創出に貢献し、町民生活を支える重要な存在であることを認識
- ◆町、中小企業・小規模企業、経済団体等、大企業、関係団体及び町民の協働
- ◆小規模企業の経営資源に大きな制約があることを踏まえ、その活力が最大限に発揮され、事業の持続的な発展が図られるよう推進

基本方針（第4条）

人材育成、人材確保、
組織力の向上

創業、事業承継、新分
野進出促進

地域の多様な資源・特性等
を活かした事業活動の促進

国際的視点に立った事
業展開の促進

経営基盤の強化

技術開発、新製品・新サ
ービスの開発の促進

販路開拓・取引拡大の促進

地域課題への取組・ま
ちづくりへの参画支援

資金供給の円滑化

関係者の責務と役割（第6条～第11条）

町（第5条）

- ・ 施策の立案、実施
- ・ 地域交流・地域貢献活動への参画、地域資源活用を支援
- ・ 国県その他団体との連携
- ・ 小規模企業への特段の配慮
- ・ 受注機会確保
- ・ キャリア教育・人材育成を支援し、教育機関との連携を促進

経済団体等（第7条）

- ・ 経営の向上と改善への取り組み
- ・ 小規模企業のきめ細やかな支援
- ・ キャリア教育・人材育成を支援し、教育機関との連携を促進

大企業等（第8条）

- ・ 町の施策への協力
- ・ 地域社会への貢献、町民生活の向上

中小企業・小規模企業（第6条）

- ・ 自主的な経営基盤の強化、雇用環境整備
- ・ 町の施策への協力
- ・ 地域資源の活用と町内への再投資
- ・ 地域社会への貢献、町民生活の向上
- ・ 経済団体等への加入・協力
- ・ 教育機関と連携したキャリア教育の推進

町民（第11条）

- ・ 中小企業等の役割の重要性の理解
- ・ 町の施策への協力

金融機関（第9条）

- ・ 町の施策への協力
- ・ 事業活動に有用な情報の提供
- ・ 経営の向上への配慮

教育機関（第10条）

- ・ 町の施策への協力
- ・ 健全な職業観及び勤労観の醸成
- ・ キャリア教育の推進と関係機関との連携

中小企業・小規模企業、経済団体等と意見交換を行う場の設置（第12条）

中小企業の振興